

# のれんの会計処理と意思決定有用性 —当初認識での過大計上と国民性の影響—

## Accounting for Goodwill and Information Usefulness for Decision-Making: Overstatement at Initial Recognition and Effects of National Character

向 伊知郎

Ichiro MUKAI

### 和文要旨：

本研究の目的は、のれんの事後測定におけるのれん価値およびその減損損失情報の意思決定有用性が、当初認識時ののれんの評価およびのれんを計上した企業やその所在国の情報利用者の特性によって異なることを明らかにすることにある。本研究は、情報利用者が意思決定を行う際に、のれんの金額およびその減損処理情報を当初認識時におけるのれんの評価によって使い分けていることを示している。また、当初認識時におけるのれんの評価にかかわらず、多くの企業においてのれんの減損処理に経営者の裁量が介入しているが、減損処理の適切性は国民性の構成要素である「規範：宗教への信仰心」および「規範：法・規律」が高い国の企業において向上し、高い国の企業において低下することが明らかになった。

### 英文要旨：

This study examines whether the evaluation of goodwill at initial recognition makes differences in the usefulness for decision-making of goodwill amount and its impairment loss in subsequent measurement, and what national character influences on the appropriate accounting for goodwill. This study finds that the overstated goodwill at initial recognition is less value-relevant than the not-overstated goodwill and its impairment loss is negative value-relevant, however the impairment loss of not-overstated goodwill is not value-relevant. On the other hand, whether the goodwill is overstated or not, management may not timely recognize the impairment loss as the result of discretionary behavior, however accounting for goodwill is comparatively appropriate in countries with national character such as strong religious beliefs and more legal compliance.

和文キーワード：価値関連性、減損損失、国際比較、国民性、適時性、のれん

英文キーワード：Goodwill; Impairment Loss; International Comparative Study; National Character; Timely Loss Recognition; Value-Relevance.

## 目 次

1. はじめに
2. 先行研究
3. 仮説とリサーチ・デザイン
4. データサンプルと記述統計
5. 分析結果
6. むすび

## 1. はじめに

アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) および国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が、のれんの償却を禁止して減損処理だけを行う「減損のみアプローチ」を規定して以降も、「減損のみアプローチ」の問題と、のれんの償却 (「償却および減損アプローチ」) の再導入についての議論が継続的に行われている (FASB, 2001a; 2001b, IASB, 2004a; 2004b)。

FASB は、2014年に、非公開企業に対して、のれんを10年あるいはそれよりも短い期間で定額法により償却する「償却および減損アプローチ」の選択適用を容認した。2017年には、それまで2ステップで行われた減損処理のステップ2を削除して、のれんの減損テストの簡素化が行われた。2019年には、「償却および減損アプローチ」の選択適用が非営利事業体にも拡張されたが、公開企業への適用は見送られている (FASB, 2014; 2017; 2019)。

IASB は、2013年から「国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 第3号『企業結合』の適用後レビュー」 (Post-Implementation Review: PIR) を実施して、のれんの償却の是非に関して、減損処理の問題とされる減損テストの改善の他、のれんの即時償却等の代替的処理についての検討、IFRS 第3号の適用による財務情報の意思決定有用性に関する実証研究のレビューなどを行ってきた。IASB は、2019年にのれんの償却の再導入について採決を行ったが、のれんの償却の再導入は否決されている (IASB, 2014a; 2014b; 2015; 2017; 2020)。

ところが、2022年5月に、IASB 議長であるバーコウ氏 (Barckow, Andreas) は、2022年

10月から12月にのれんの償却の再導入について採決するかもしれないと述べている。バーコウ氏は、のれんの会計処理の問題として、企業ののれんの金額が多額に積みあがっていて、巨額の減損処理を行うことで、金融危機が起りかねないというシステムリスクを指摘している<sup>1</sup>。これは、2014年に当時のIASB議長であったフーガーホースト氏 (Hoogervorst, Hans) が「減損処理のタイミングが遅すぎる。のれんがあまりにも多く残っている<sup>2</sup>。」と述べたこととも関係するが、「減損のみアプローチ」が経営者によって裁量的に用いられていて、それが経済危機を生じさせかねないことを指摘するものである。

このように、のれんの会計処理についての議論では、「減損のみアプローチ」か、「償却および減損アプローチ」かといった、公正価値測定の問題とも関連したのれんの事後測定に焦点が当てられている。しかし、のれんの金額が多額であり、かつ減損処理が経営者によって裁量的に行われるという指摘は、のれんおよびその減損に関する会計基準を適切に適用しない一部の企業に限定された問題であると考えられる。具体的には、企業結合 (Merger and Acquisition: M&A) を行ったときののれんの当初認識と、減損が生じたときの減損損失の認識に関する経営者の判断の問題である。そこで、本研究の目的は、のれんの事後測定におけるのれんの価値およびその減損損失情報の意思決定有用性は、当初認識時ののれんの評価およびのれんを計上した企業やその所在国の情報利用者の特性によって相違が生じることを明らかにすることにある。本研究では、M&Aを行ったときにのれんを認識して、事後測定で「減損のみアプロー

1 日本経済新聞 (2022) 5月28日朝刊, p.17。

2 日本経済新聞 (2014) 9月6日朝刊, p.15。

チ」を適用する企業を対象とする。分析は、M&A時におけるのれんの過大計上企業を識別して、のれんの事後測定におけるのれんの金額とその減損損失情報の価値関連性および適時性について国際比較を行う。国際比較では、M&Aを行った企業の所在国の特性を考慮して分析を行う。

## 2. 先行研究

アメリカおよびIASBが、のれんの「償却および減損アプローチ」を廃止して、「減損のみアプローチ」を規定する前後から、のれんおよびのれんの減損損失の意思決定有用性に関連した研究が数多く行われてきた。例えば、アメリカでのれんの償却が禁止された2001年に公表された2編の論文は、のれんの償却が禁止される以前の財務データをもとに、のれんの償却費控除前利益と償却費控除後利益の価値関連性について比較研究している。それらは、のれんの償却費控除前利益の方が価値関連的であることを明らかにして、のれんの償却を禁止する会計基準を支持した内容となっている(Jennings, LeClere, and Thompson II. 2001; Moehrl, Reynolds-Moehrl, and Wallace. 2001<sup>3</sup>)。これらは、のれんの償却費が価値関連的でないことを表していて、アナリストたちが、のれんの償却費を無視して分析を行っていると言われていることと整合的である。

IASBが実施したPIRでは、「減損のみアプローチ」が適用されて以降ののれんの価値関連性、減損処理の適用とインセンティブの関係、および法令準拠性について検討した多くの先行研究をレビューしている<sup>4</sup>。それらは、「減損のみアプローチ」の適用によって、それ以前の「償却および減損アプローチ」に比較して、のれんおよびのれんの減損損失の価値関連性が高まっていることを指摘している一方で、減損処理は適時に行われておらず、経営者による裁量が介入

していることを指摘したものが数多く存在する<sup>5</sup>。

PIRがレビューした論文以外でも、Ramanna (2008) および Ramanna and Watts. (2012) は、経営者は個人的なインセンティブから、のれんおよびのれんの減損損失の金額を裁量的に測定していることを明らかにしている。Watts. (2003a; 2003b) は、特にのれんの減損テストを例にあげて、公正価値測定が財務報告に検証不可能な見積もり値を含めることになったことを指摘している。Holthausen and Watts. (2001) も、市場価格が存在する資産の場合には、公正価値は真の価値 (true value) を表して信頼することができるが、のれんのような市場価格が入手できない資産の場合には、公正価値の検証は困難であることを明らかにしている。Holthausen and Watts. (2001) は、検証不可能な数値を用いて価値関連性研究を行っても、分析結果は脆弱なものになると主張している。

Glaum, Landsman, and Wyrwa. (2018) は、のれんの減損損失の適時性に関して、特にエンフォースメントが強い国において、減損損失がいつそう適時に認識されることを明らかにしているが、Glaum et al. (2018) および Hamberg, Paananen, and Novak. (2011) は、経営者の任期が長い場合に減損損失が計上されにくいことを指摘している。アメリカの企業を対象とした Li and Sloan. (2012) および Chen, Kohlbeck, and Warfield. (2008) は、財務会計基準書 (Statement Financial Accounting Standards: SFAS) 第142号「のれん及びその他の無形資産」が「減損のみアプローチ」を規定して以降、減損損失が適時に認識されなくなったことを明らかにしている。

「減損のみアプローチ」の適用に関する先行研究の結果は必ずしも整合的でないが、これらはいずれものれんの事後測定に焦点を当ててい

3 Moehrl et al. (2001) は、無形資産償却費控除前後の利益を用いている。

4 IASB (2014b) では、IFRS第3号に限定せず、アメリカのSFAS第141号の適用の効果に関するレビューも行っている (IASB. 2014, pp.20-22.)。

5 AbuGhazaleh, Al-Hares, and Haddad. 2012; Aharony, Barniv, and Falk. 2010; Amel-Zadeh, Faasse, Li, and Meeks. 2013; Chalmers, Clinch, and Godfrey. 2008; Chalmers, Clinch, Godfrey, and Wei. 2012; Laghi, Mattei, and di Marcantonio. 2013; Oliveira, Rodrigues, and Craig. 2010; Sahut, Boulerne, and Teulon. 2011; Su and Wells. 2015; Ahmed and Guler. 2007; Lee. 2011; Jarva. 2009; Li, Shroff, Venkataraman, and Zhang. 2011.

て、のれんの当初認識の問題を考慮していない。Henning, Lewis, and Shaw. (2000)、Hayn and Hughes. (2006)、Li, Shroff, Venkataraman, and Zhang. (2011)、Gu and Lev. (2011)、Olanter. (2013) は、M&A 時に過大支払いおよび被取得企業の過大評価が行われることでのれんが過大計上されていることを指摘している。Gu and Lev. (2011) は、M&A 時にのれんが過大計上されると、次年度以降にのれんの減損損失が計上されることを明らかにしている。しかし、当初認識でのれんが過大計上されていれば、のれんが計上された時点から減損が生じていることになる。これは、M&A 時の会計処理に問題があり、当初認識されたのれんは概念フレームワークにおける資産の定義を満たさず、その後の減損損失も会計基準が規定する減損処理と異なった意味を有することになる。

向. (2021) は、この点に着目して、M&A を行った企業のイベントデータ等をもとに、主成分分析 (Principal Component Analysis: PCA) を行って、のれんが過大計上されている企業群と過大計上されていない企業群とに分けて、概念フレームワークの資産の定義における「将来の経済的便益の創造」との関係からのれんの資産性について分析している。分析結果は、過大計上されていない企業群ののれんは、将来の経済的便益と数年間にわたって統計的に有意な関係にあるが、過大計上された企業群ののれんは、将来の経済的便益と統計的に有意な関係にないことを明らかにしている。向. (2021) は、のれんの事後測定の問題を検討する場合に、当初認識時ののれんの評価について考慮する必要性を指摘している。

のれんの事後測定に焦点を当てた先行研究は、主に1カ国の企業に焦点を当てて検討している。数少ない国際比較を行った研究も、IFRS の適用の効果についてヨーロッパ連合 (European Union: EU) 諸国に焦点を当てたものが多い。Sahut et al. (2011) は、EU10 カ国の企業に焦点を当てて、自国の会計基準から IFRS への変更の影響について、国別に分析している。分析結果は、イタリアとフィンランドを除いて、IFRS の適用によって、自国の会計基準の適用時以上に、のれんが価値関連であることを明らかにしている。Aharony et al. (2010) は、

EU14 カ国の企業に焦点を当てて、自国の会計基準と IFRS の比較可能性のランキングを測定して、比較可能性が高い国の企業ほど、のれん等の資産の価値関連性が高く、比較可能性の低い国の企業ほど、IFRS の適用によって価値関連性の高まりが大きいことを明らかにしている。Laghi et al. (2013) は、EU6 カ国で事業活動を行う企業に焦点を当てて、各国のデフォルトリスクを変数に加えて、のれんおよびのれんの減損損失の価値関連性を研究している。分析結果は、景気が悪化することで、減損損失の価値関連性が一層高まるが、国家間での差異は低下することが明らかにされている。Glaum et al. (2018) は、減損損失の認識に関連して、国家ダミーを用いて、国家間での相違を分析することに加えて、Brown, P. R., Preiato, J. P., and Tarca, A. (2014) の国別のエンフォースメントの測定値を利用して、エンフォースメントの測定値と減損損失の認識との関係を分析している。分析結果は、エンフォースメントの高い国において、減損損失が適時に認識される傾向にあることを明らかにしている。先行研究は、IFRS の適用の効果が国によって異なることを指摘していて、EU 以外の国々まで含めた国際比較研究が必要と考えられる。

### 3. 仮説とリサーチ・デザイン

本研究は、「減損のみアプローチ」で処理されるのれんおよびのれんの減損損失情報が意思決定に有用な情報を提供するかに関して国際比較を行う。分析は、向. (2021) を参考に、のれんの当初認識を考慮して、当初認識時にのれんを過大計上した企業と過大計上していない企業とに分類<sup>6</sup>して、以下の仮説のもとに行う。

- H0-1a. のれんの過大計上企業とそれ以外の企業との間で、のれんの価値関連性に差はない。  
H0-1b. のれんの過大計上企業とそれ以外の企業との間で、減損損失の価値関連性に差はない。

6 向. (2001) は、Gu and Lev. (2011) を参考に、当初認識時におけるのれんの評価に関する主成分得点が第1五分位 (上位20%) に属する企業がのれんを過大計上している企業群としている。

H0-2. のれんの過大計上企業とそれ以外の企業との間で、減損損失の適時性に差はない。

仮説 H0-1a および H0-1b は、のれんおよびのれんの減損損失の価値関連性分析である。これらは、先行研究の多くが用いている利益簿価モデルと株式リターンモデルに基づいて、当初認識時にのれんが過大計上されている企業群と、それ以外の企業群とに分けて分析する。

仮説 H0-2 は、のれんの減損損失の適時性に関する分析である。減損損失の適時性は、減損損失の認識と経済的減損との関係から検討する。経済的減損は、Glaum et al. (2018)などを参考に株式リターンを用いて、前年度よりも株価が下がった状態、すなわち株式リターンが1未満であれば、経済的減損が生じていることを表すと仮定する。分析モデル (2) は、減損損失の計上の有無と、前後1年間の株式リターンとの関係から検証する。ここでも、当初認識時にのれんが過大計上されている企業群と、それ以外の企業群とに分けて分析する。

【分析モデル (1a)】

$$Price_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 (BV-GW)_{i,t} + \alpha_2 (EBIT + IMP)_{i,t} + \alpha_3 GW_{i,t} + \alpha_4 Part_i + \alpha_5 (Part * GW)_{i,t} + \sum \alpha_h Country_i + \sum \alpha_k Industry_i + \varepsilon_{it} \quad (1a)$$

【分析モデル (1b)】

$$Return_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 (EBIT + IMP)_{i,t} + \beta_2 (\Delta EBIT + IMP)_{i,t} + \beta_3 IMP_{i,t} + \beta_4 Part_i + \beta_5 (Part * IMP)_{i,t} + \sum \beta_h Country_i + \sum \beta_k Industry_i + \varepsilon_{it} \quad (1b)$$

*i* : のれんの計上企業

*t* : 会計年度

*Price* : 株価

*BV* : 持分 (純資産) の簿価 (一株当たり)

*GW* : のれんの金額 (一株当たり)

*Return* : 当期末株価 ÷ 前期末株価

*EBIT* : 税金等調整前当期純利益 (一株当たり)

$\Delta EBIT$  : 税金等調整前当期純利益の前期か

らの変化額 (一株当たり)

*IMP* : のれんの減損損失の金額 (一株当たり)

*Part* : 当初認識時にのれんが過大計上された企業群に属していれば1、それ以外の場合に0のダミー変数

*Country* : 国家のダミー変数

*Industry* : 世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard: GICS) 4桁コードでの産業ダミー変数

【分析モデル (2)】

$$DummyIMP_{i,t} = \gamma_0 + \gamma_1 DummyEconIMP_{i,t-1} + \gamma_2 DummyEconIMP_{i,t} + \gamma_3 DummyEconIMP_{i,t+1} + \gamma_4 Part + \gamma_5 Part * DummyEconIMP_{i,t-1} + \gamma_6 Part * DummyEconIMP_{i,t} + \gamma_7 Part * DummyEconIMP_{i,t+1} + \sum \gamma_k Industry_i + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

*DummyIMP* : 減損損失が計上されていれば1、そうでなければ0のダミー変数

*DummyEconIMP* : Return < 1 なら1、Return ≥ 1 なら0のダミー変数

次に、先行研究は、のれんおよびその減損損失の意思決定有用性が、分析対象企業の所在国のデフォルトリスクや、国別のエンフォースメントの測定値といった国家の特性によって異なることを明らかにしている。減損損失が意思決定に有用な情報を提供するためには、減損損失が適切に認識される必要がある。そこで、以下の仮説のもとに、減損損失の認識の適切性と国家の特性との関係を検証する。

減損損失の認識の適切性は、減損損失の適時性を考慮して、減損損失の認識と経済的減損との関係から表1のように分類して判断する。減損損失の認識が適切と考えられるのは、以下の2つのケースである。

① *Return* < 1 で経済的減損が生じたときに、減損損失が計上されるケース

② *Return* ≥ 1 で経済的減損が生じていないときに、減損損失が計上されないケース

それ以外は、利益調整が行われていると判断

表1 減損処理の適切性

減損処理 経済的減損		あり	なし
		$IMP > 0$	$IMP = 0$
あり	$Return < 1$	適切 ( $IMPApp$ )	利益調整
なし	$Return > 1$	利益調整	適切 ( $IMPApp$ )

Abbreviation

 $IMP$  : 減損損失の金額 $Return$  : 株式リターン (当期末株価 ÷ 前期末株価)

され、以下の2つのケースである。

- ①  $Return < 1$  で経済的減損が生じたときに、減損損失が計上されないケース
- ②  $Return \geq 1$  で経済的減損が生じていないときに、減損損失が計上されるケース

H0-3. 国家間で減損損失の認識の適切性に差はない。

分析モデルは、以下のとおりである。

#### 【分析モデル (3)】

$$DummyIMPApp_{i,t} = \delta_0 + \sum \delta_h NationalCharacter_i + \delta_k Part_i + \varepsilon_{it} \quad (3)$$

$DummyIMPApp$  : 減損損失の認識が適切に行われていれば1、そうでなければ0のダミー変数

$NationalCharacter$  : 国民性(National Character)の測定値

国家の特性は、向. (2020)がソーシャル・キャピタル概念を用いて評価した国民性の測定値を用いる。国民性は、Inkeles. (1997)によって、人類学のみならず、社会科学の分野において社会文化体系を考えるために重要な概念であると指摘されている。向. (2017a; 2017b; 2017c; 2017d) は、財務諸表を作成するのも、それを利用するのも人間であることから、作成者および利用者の人間性が会計基準の適用に相違を生じさせるとして、国際会計研究に国民性の評価を含めた分析が必要であると述べている<sup>7</sup>。その

上で、向. (2020)は、世界価値観調査協会(World Values Survey Association: WVSA)が行った世界価値観調査(World Values Survey: WVS)のデータを用いて、因子分析(Factor Analysis)と構造方程式モデル(Structural Equation Model: SEM)によって、世界53カ国の国家の特性を6つの構成要素から評価した。本研究では、向. (2020)が測定した6つの構成要素の中から、減損損失の適切性に影響を及ぼす構成要素をロジスティック分析によって特定して用いる。

#### 4. データサンプルと記述統計

サンプル企業は、以下の基準を満たした企業である。

- ① S&P Capital IQ データベースから M&A に関するイベントデータを取得可能な企業
- ② 取得企業が、オーストラリア証券取引所

的環境から説明されきた。Gray. (1988) は、制度的環境が各国の文化などから形成されるとして、Hofstede. (1980) および Hofstede. (1984) で特定された4つの社会的価値(Societal Values)から各国の会計制度を比較研究する理論モデルを提案している。ホーフステッド(Hofstede, Geert)の社会的価値を利用したGray. (1988)の国際比較研究の理論モデルは、その後、国際会計の分野で行われた多くの比較研究で実証的に分析および検討が行われてきた。例えば、Doupnik and Salter. (1995)、Zarzeski. (1996)、Hope. (2003)等がある。向. (2017a; 2017b; 2017c; 2017d) は、それまで国際会計の分野で用いられてきた Hofstede. (1980) および Hofstede. (1984) の社会的価値が、1960年代から70年代前半の調査に基づいていて、現代の各国の特性と乖離していることを主張して、新しいデータを用いて国別に国家の特性を評価している。

7 これまで、会計制度や制度設計に影響を及ぼす国家の特性は、経済、社会、法律、政治などの制度

(Australian Securities Exchange: ASX)、カナダのトロント証券取引所 (The Toronto Stock Exchange: TSX)、フランスのユーロネクスト・パリ証券取引所 (Euronext Paris: ENXPA)、ドイツ証券取引所 (Deutsche Börse AG: DB)、日本の東京証券取引所 (TSX)、イギリスのロンドン証券取引所 (London Stock Exchange: LSE)、およびアメリカのニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange: NYSE) に上場している企業

- ③被取得企業が、世界のいずれかの国の証券取引所に上場している企業
- ④取得企業および被取得企業のいずれも、GICSの4桁コードが、銀行 (Banks: 4010)、各種金融 (Diversified Financials: 4020)、保険 (Insurance: 4030) 以外の企業

これらの基準は、向. (2021) のサンプル企業選択の基準と同様であり、サンプル企業数は1996年度決算から2020年度決算までの684社となった。向. (2021) は、684社のM&Aのイベントデータと取得企業および被取得企業の財務データから、当初認識時にのれんが過大計上された企業群と過大計上されていない企業群とに分類している。本研究は、向. (2021) のサンプル企業におけるのれんが過大である企業群と過大でない企業群の分類を用いる。

サンプル企業の中には、「減損のみアプローチ」が規定される以前のものも含まれていることから、本研究では、「減損のみアプローチ」の適用企業だけを取り出して、かつM&A以降最大5年間の財務データを取得可能な企業を分析対象とした。

最終的サンプル数は、表2のとおりである。Panel Aは、国別のサンプル数と当初認識時にのれんが過大計上されている企業群のサンプル数を示している。向. (2021) は、のれんの過大計上企業群を主成分得点での第1五分位 (上位20%) に属する企業としていたが、「減損のみアプローチ」の適用企業でその後のデータが取得可能な企業にだけ焦点を当てた結果、サンプル数の16.4%がのれんの過大計上企業群に属する企業となった。Panel Bは、「減損のみアプローチ」の適用企業における会計基準別サン

プル数と当初認識時にのれんが過大計上された企業群に属するサンプル数を示している。

分析に用いる変数の記述統計は、表3のとおりである。

減損損失の適切性に国家の特性が関係するかを分析するために用いる国民性の測定値は、向. (2020) の測定値を用いる<sup>8</sup>。国家の特性の測定値とランキングは、表4のとおりである。向. (2020) の国民性の評価には、本研究の分析対象企業が所在する14カ国のうち、タイの測定値が算定されていない。したがって、減損損失の適切性と国家の特性に関する分析では、タイの企業だけ除外して、13カ国に所在する企業を対象とする。ロジスティック分析によって、減損損失の適切性に関連する構成要素を特定した結果、以下の3つの構成要素が減損損失の適切性に関係することが明らかになった。

- ①信頼：社会との関係
- ②規範：宗教への信仰心
- ③規範：法・規律

「信頼：社会との関係」は、個人、組織および社会との信頼関係を表す。この指標が高ければ、組織の内部および組織とその外部との関係が一層親密なものとなって、馴れ合い的な関係にもつながる。減損損失の認識も適切に行われない可能性があり、係数はマイナスとなると予想される。

「規範：宗教への信仰心」は、神、仏などを崇拝する気持ちを表す。善と悪の判断に関係して、この指標が高ければ、正しい行動を望むことになる。減損損失の認識も適切に行おうという気持ちが強いことから、係数はプラスとなると予想される。

「規範：法・規律」は、利己主義的な行動を控えた、制度への準拠性を表す。この指標が高ければ、法令準拠の考え方が強くなる。減損損失の認識も会計基準に準拠して行われることから、係数はプラスとなると予想される。

8 向. (2020) は、1990年代と2000年代とに分けて、国民性の変化を評価しているが、ここでは2000年代の国民性の測定値を用いる。2000年代の国民性は、54カ国を対象に測定されている。

表2 サンプル

Panel A: 国別サンプル

Country	No.	% *1)	Part =1 *2)		
			No.	% *3)	% *4)
United States	363	32.50	58	15.98	31.02
Japan	283	25.34	40	14.13	21.39
United Kingdom	126	11.28	21	16.67	11.23
France	108	9.67	31	28.70	16.58
Germany	96	8.59	13	13.54	6.95
Australia	57	5.10	18	31.58	9.63
Canada	30	2.69	0	0.00	0.00
Sweden	17	1.52	6	35.29	3.21
Philippines	12	1.07	0	0.00	0.00
Argentina	10	0.90	0	0.00	0.00
Italy	5	0.45	0	0.00	0.00
Thailand	4	0.36	0	0.00	0.00
Taiwan	3	0.27	0	0.00	0.00
New Zealand	3	0.27	0	0.00	0.00
	1,117	100.00	187	16.74	100.00

Panel B: 会計基準別サンプル

Accounting Standards	No.	% *1)	Part =1 *2)		
			No.	% *3)	% *4)
IFRS	749	67.05	129	17.22	68.98
US GAAP	368	32.95	58	15.76	31.02
	1,117	100.00	187	16.74	100.00

\*1) サンプル企業全体に占める割合

\*2) Part=1: のれんが過大計上されている企業

\*3) のれんが過大計上されている企業の国（適用会計基準）の企業数に占める割合

\*4) のれんが過大計上されている企業の国（適用会計基準）別の割合

表3 記述統計

	<i>Price</i>	<i>IMP</i>	<i>BV</i>	<i>GW</i>	<i>EBIT</i>	$\Delta$ <i>EBIT</i>	<i>Return</i>
<i>AVE</i>	39.140	0.003	20.725	7.167	3.109	-0.118	1.068
<i>MED</i>	22.794	0.000	15.908	2.418	2.088	0.071	1.039
<i>STDEV</i>	56.717	0.016	24.143	11.690	3.793	6.435	0.357

Abbreviation

<i>Price</i>	:	株価
<i>IMP</i>	:	減損損失
<i>BV</i>	:	純資産（持分）簿価
<i>GW</i>	:	のれん
<i>EBIT</i>	:	税金等調整前当期純利益
$\Delta$ <i>EBIT</i>	:	税金等調整前当期純利益の前期からの変化額
<i>Return</i>	:	株式リターン（当期末株価÷前期末株価）
<i>AVE</i>	:	平均値
<i>MED</i>	:	中央値
<i>STDEV</i>	:	標準偏差

\*) 変数はすべて1株当たりの金額である。



表4 国民性の構成要素と測定値・ランキング

National Character*1)		信頼:社会との関係		規範:生・性への倫理観		規範:宗教への信仰心		規範:法・規律		信頼:安定・集团的行動:安心に基づく政治的活動への参加 幸福感			
No.	Country	Score	Rank *2)	Score	Rank *2)	Score	Rank *2)	Score	Rank *2)	Score	Rank *2)	Score	Rank *2)
1	Algeria	4.18	46	17.41	20	8.13	11	15.80	52	8.05	37	3.35	25
2	Argentina	3.94	54	15.86	37	7.40	31	17.07	35	8.51	10	3.46	20
3	Australia	4.39	22	14.42	51	6.87	45	17.61	10	8.42	14	4.03	5
4	Canada	4.42	19	15.62	41	7.48	30	17.57	12	8.59	6	3.98	7
5	France	4.29	29	14.46	50	6.75	50	16.71	44	8.22	32	3.97	8
6	Germany	4.27	30	15.10	45	6.73	51	17.48	17	8.35	19	3.79	10
7	Japan	4.35	26	15.81	38	6.56	53	17.82	4	8.25	27	3.57	16
8	New Zealand	4.39	21	14.98	46	6.88	44	17.56	13	8.59	7	4.09	2
9	Philippines	4.57	6	16.73	28	8.43	5	15.35	53	8.39	18	3.08	44
10	Sweden	4.48	12	13.51	54	6.60	52	17.21	30	8.58	8	4.13	1
11	Taiwan	4.26	32	16.36	34	7.02	39	17.26	26	8.22	33	3.16	42
12	United Kingdom	4.34	27	14.92	47	6.96	43	17.33	23	8.50	11	3.88	9
13	United States	4.32	28	15.75	39	7.61	25	17.40	21	8.40	15	3.99	6

(出典) 向. (2020)

\*1) 国民性の構成要素の表現は一部変更している。

\*2) Rankは、2000年代の調査対象国54カ国中の順位である。

### 5. 分析結果

表5は、のれん取得後におけるのれんの価値関連性分析の結果である。当初認識時にのれんが過大計上されているか否かにかかわらず、のれんの金額が価値関連的であることが明らかになる。ただし、のれんが過大計上された企業ののれんの金額は、のれんが過大計上されていない企業と比較して、その価値関連性が低下することが理解される。

表6は、のれんの減損損失に関する価値関連性分析の結果である。ここでは、当初認識時にのれんが過大計上されていない企業では、減損損失は株式リターンと統計的に有意でないが、のれんが過大計上された企業では、減損損失は株式リターンとマイナスで統計的に有意な関係にある。これは、のれんの金額が過大でないことと評価されている企業の場合、情報利用者は減損損失を無視して分析するが、のれんの金額が過大と評価されている企業の場合、情報利用者は

表5 のれんの価値関連性

variables	非標準化係数β	標準誤差	標準化係数β	t-value	有意確率	共線性の統計量		調整済みR <sup>2</sup>
						許容度	VIF	
const.	3.087	5.595		0.552		0.581		0.682
BV-GW	0.396	0.065	0.127	6.045	***	0.000	0.672	1.488
EBIT+IMP	4.722	0.342	0.313	13.827	***	0.000	0.577	1.735
Goodwill	1.018	0.109	0.208	9.357	***	0.000	0.599	1.671
Part	2.969	3.313	0.019	0.896		0.370	0.632	1.583
Part*GW	-0.547	0.246	-0.050	-2.226	**	0.026	0.583	1.714

Abbreviation

Part : 当初認識時にのれんが過大計上された企業群に属していれば1、それ以外の場合に0のダミー変数

減損損失を意思決定に利用することを意味する。

減損損失が経済的減損とのかかわりから、適時に認識されるかについて分析した結果は、表7のとおりである。表7は、経済的減損を示す株式リターンが1よりも小さい場合に減損損失が計上される傾向にあることを示しているが、減損損失の認識のタイミングに関しては、統計的に有意な結果は得られていない。ここから、減損損失の認識は、常に適時に行われるわけではなく、何らかの経営者の裁量が介入していることが明らかになる。

表8は、減損損失と経済的減損との関係から、どのような国家の特性が減損処理の適切性に影響を及ぼしているかを分析した結果である。表8は、「規範：宗教への信仰心」および「規範：法・規律」が高い国民性の国において、減損処理が適切に行われることを示している。これは、「規範：宗教への信仰心」および「規範：法・規律」が高い国民性が、のれんの減損会計基準の正しい適用にプラスの影響を及ぼすことを示している。

表6 減損損失の価値関連性

variables	非標準化係数 $\beta$	標準誤差	標準化係数 $\beta$	t-value	有意確率	共線性の統計量		調整済み $R^2$
						許容度	VIF	
const.	0.996	0.063		15.687 ***	0.000			0.005
EBIT+IMP	-0.004	0.004	-0.046	-1.165	0.244	0.614	1.628	
$\Delta$ EBIT+IMP	0.004	0.002	0.073	2.286 **	0.022	0.951	1.051	
IMP	1.102	0.925	0.046	1.191	0.234	0.663	1.508	
Part	0.063	0.030	0.069	2.061 **	0.040	0.874	1.144	
Part*IMP	-3.543	1.728	-0.077	-2.050 **	0.041	0.686	1.458	

表7 減損損失の適時性

variables	非標準化係数 $\beta$	標準誤差	標準化係数 $\beta$	t-value	有意確率	共線性の統計量		調整済み $R^2$
						許容度	VIF	
const.		0.375	0.058	6.437 ***	0.000			0.098
DummyEconIMP t-1	0.040	0.029	0.044	1.389	0.165	0.799	1.251	
DummyEconIMP t0	0.009	0.028	0.010	0.317	0.751	0.809	1.237	
DummyEconIMP t+1	0.047	0.028	0.052	1.644	0.100	0.802	1.248	
Part	-0.164	0.063	-0.139	-2.622 ***	0.009	0.287	3.486	
Part*DummyEconIMP t-1	0.089	0.069	0.051	1.286	0.199	0.512	1.953	
Part*DummyEconIMP t0	0.045	0.069	0.026	0.649	0.516	0.524	1.909	
Part*DummyEconIMP t+1	-0.012	0.069	-0.007	-0.180	0.857	0.511	1.955	

Abbreviation

DummyEconIMP :

Return<1なら1、Return $\geq$ 1なら0のダミー変数

表8 減損処理と国家の特性

variables	非標準化係数 $\beta$	標準誤差	標準化係数 $\beta$	t-value	有意確率	共線性の統計量		調整済み $R^2$
						許容度	VIF	
const.	-1.182	1.364		-0.866	0.386			0.004
信頼:社会との関係	-0.115	0.252	-0.014	-0.455	0.649	0.995	1.005	
規範:宗教への信仰心	0.085	0.035	0.079	2.446 **	0.015	0.856	1.169	
規範:法・規律	0.092	0.043	0.070	2.163 **	0.031	0.854	1.171	
Part	0.048	0.040	0.036	1.192	0.233	0.992	1.008	

## 6. むすび

本研究では、のれんの事後測定が、当初認識時ののれんの金額によって異なった評価となるかについて、国家の特性とのかかわりから国際比較を行った。分析結果は、当初認識時にのれんが過大計上されている企業では、のれんが過大計上されていない企業に比較して、のれんの金額の価値関連性は低く、減損損失がマイナスで価値関連的であることを示している。のれんが過大計上されていない企業では、減損損失は価値関連的でなく、のれんの減損損失控除前利益の変化が価値関連的である。これらは、情報利用者が何らかの意思決定を行う際、当初認識時におけるのれんの評価によって、のれんのコストおよびその減損処理情報を使い分けている可能性を示唆する。すなわち、情報利用者は、のれんの過大計上企業とそうでない企業とに分けて、のれんの過大計上企業ののれんのコストの評価は控えめに行い、減損損失が認識された場合にマイナスに評価し、のれんを過大計上していない企業に関しては、のれんのコストはプラスに価値関連的で、減損損失を認識しても意思決定に利用しない、すなわち無視して意思決定を行うことになる。

一方で、すべての企業において、のれんのコスト処理は適時に行われているわけではなく、減損処理に経営者の裁量が介入している可能性も明らかになる。これは、減損処理する企業とその情報をもとに意思決定を行う情報利用者の国家の特性によって異なった結果となる。分析結果では、「規範：宗教への信仰心」および「規範：法・規律」が高い国の企業において、減損処理の適切性は向上し、高くない国の企業において低下することになる。

以上の分析結果から、のれんおよびその減損情報は、当初認識時ののれんの評価と国家の特性によって、情報利用者の意思決定に異なった影響を及ぼすことが明らかになった。

### 参考文献

AbuGhazaleh, N. M., Al-Hares, O. M., and Haddad, A. E. (2012). The Value Relevance of Goodwill Impairments: UK Evidence. *International Journal of Economics and Finance*, 4 (4), pp.206-216.

- Aharony, J., Barniv, R., and Falk, H. (2010). The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Equity Valuation of Accounting Numbers for Security Investors in the EU. *European Accounting Review*, 19 (3), pp.535-578.
- Ahmed, A. S., and Guler, L. (2007). Evidence on the Effects of SFAS 142 on the Reliability of Goodwill Write-Offs. Working Paper, SSRN 989056. DOI: 10.2139/ssrn.989056.
- Amel-Zadeh, A., Faasse, J., Li, K., and Meeks, G. (2013). Has Accounting Regulation Secured More Valuable Goodwill Disclosures? SSRN 2306584.
- Brown, P. R., Preiato, J. P., and Tarca, A. (2014). Measuring Country Differences in Enforcement of Accounting Standards: An Audit and Enforcement Proxy. *Journal of Business Finance & Accounting*, 41 (1-2), pp.1-52.
- Chalmers, K., Clinch, G., and Godfrey, J. M. (2008). Adoption of International Financial Reporting Standards: Impact on the Value Relevance of Intangible Assets. *Australian Accounting Review*, 18 (3), pp.237-247.
- Chalmers, K., Clinch, G., Godfrey, J. M., and Wei, Z. (2012). Intangible Assets, IFRS and Analysts of Earnings Forecasts. *Accounting and Finance*, 52 (3), pp.691-721.
- Chen, C., Kohlbeck, M., and Warfield, T. (2008). Timeliness of Impairment Recognition: Evidence from the Initial Adoption of SFAS 142. *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, 24, pp.72-81.
- Doupnik, T. S., and Salter, S. B. (1995). External Environment, Culture, and Accounting Practice: A Preliminary Test of a General Model of International Accounting Development. *The International Journal of Accounting*, 30, pp.189-207.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). (2001a). Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141. Business Combinations. FASB.
- FASB. (2001b). SFAS No.142. Goodwill and Other Intangible Assets. FASB.
- FASB. (2014). Update No.2014-18. Business

- Combinations (Topic 805): Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination (a consensus of the Private Company Council). FASB.
- FASB. (2017). Update No.2017-04. Intangibles— Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment. FASB.
- FASB. (2019). Update No.2019-06. Intangibles— Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), and Not-for-Profit Entities (Topic 958): Extending the Private Company Accounting Alternatives on Goodwill and Certain Identifiable Intangible Assets to Not-for-Profit Entities. FASB.
- Glaum, M., Landsman, W. R., and Wyrwa, S. (2018). Goodwill Impairment: The Effects of Public Enforcement and Monitoring by Institutional Investors. *The Accounting Review*, 93 (6), pp.149-180.
- Gray, S. J. (1988). Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally. *Abacus*, 24, pp.1-15.
- Gu, F., and Lev, B. (2011). Overpriced Shares, Ill-Advised Acquisitions, and Goodwill Impairment. *The Accounting Review*, 86 (6), pp.1995-2022. DOI: 10.2308/accr-10131.
- Hamberg, M., Paananen, M., and Novak, J. (2011). The Adoption of IFRS 3: The Effects of Managerial Discretion and Stock Market Reactions. *European Accounting Review*, 20 (2), pp.263-288. DOI: 10.1080/09638181003687877.
- Hayn, C., and Hughes, P. J. (2006). Leading Indicators of Goodwill Impairment. *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 21 (3), pp.223-265.
- Henning, S. L., Lewis, B. L., and Shaw, W. H. (2000). Valuation of the Components of Purchased Goodwill. *Journal of Accounting Research*, 38 (2), pp.375-386.
- Hofstede, G. (1980). *Culture's Consequences: International Differences in Work-Related Values*. SAGE. (萬成博・安藤文四郎監訳 (1984) 『経営文化の国際比較』 産業能率大出版部.)
- Hofstede, G. (1984). *Culture's Consequences: International Differences in Work-Related Values* (Abridged Edition). SAGE.
- Hope, Ole-Kristian (2003). Firm-level Disclosures and the Relative Roles of Culture and Legal Origin. *Journal of International Financial Management and Accounting*, 14 (3), pp.218-248.
- Inkeles, A. (1997). National Character. Transaction Publishers. (吉野諒三訳. (2003) 『国民性論』 出光書店.)
- International Accounting Standards Board (IASB). (2004a). International Financial Reporting Standards (IFRS) No.3. Business Combinations (「企業結合」) IASB.
- IASB. (2004b). IAS No.36. Impairment of Assets (「資産の減損」) IASB.
- IASB. (2014a). Request for Information, Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations (「情報要請・適用後レビュー: IFRS 第3号『企業結合』」) IASB.
- IASB. (2014b). Staff Paper. Post-implementation Review IFRS 3 Business Combinations. Agenda Reference 12A. December. IASB.
- IASB. (2015). Report and Feedback Statement, Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations. IASB.
- IASB. (2017). Staff Paper. Goodwill and Impairment Research Project. Agenda Reference 18B. December. IASB.
- IASB. (2020). DP. Business Combinations -Disclosures, Goodwill and Impairment. IASB.
- Jarva, H. (2009). Do Firms Manage Fair Value Estimates? An Examination of SFAS 142 Goodwill Impairments. *Journal of Business Finance and Accounting*, 36 (9) and (10), pp.1059-1086. DOI: 10.1111/j.1468-5957.2009.02169.x
- Jennings, R., LeClere, M., and Thompson, R. B. (2001). Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings. *Financial Analysts Journal*, 57 (5), pp.20-28.
- Laghi, E., Mattei, M., and di Marcantonio, M. (2013). Assessing the Value Relevance of Goodwill Impairment Considering Country-Specific Factors: Evidence from EU Listed Companies. *International Journal of Economics and Finance*, 5 (7), pp.32-79.
- Lee, C. (2011). The effect of SFAS 142 on the ability

- of goodwill to predict future cash flows. *Journal of Accounting and Public Policy*, 30, pp.236-255.
- Li, K. K., and Sloan, R. G. (2017). Has Goodwill Accounting Gone Bad? *Review of Accounting Studies*, 22, pp.964-1003. DOI: 10.1007/s11142-017-9401-7.
- Li, Z., Shroff, P. K., Venkataraman, R., and Zhang, I. X. (2011). Causes and Consequences of Goodwill Impairment Losses. *Review of Accounting Studies*, 16, pp.745-778.
- Moehrie, S., Reynolds-Moehrl, J. A., and Wallace, J. S. (2001). How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization? *Accounting Horizons*, 15 (3), pp.243-255.
- 向伊知郎. (2017a). 「IFRS 適用企業における財務情報の分析的枠組み」『会計・監査ジャーナル』29 (6), pp.83-89.
- 向伊知郎. (2017b). 「ビッグデータを用いた国際会計研究の発展可能性」『税経通信』72 (10), pp.157-166.
- 向伊知郎. (2017c). 「ソーシャル・キャピタルに基づいた国民性の評価～国際会計研究への利用を念頭に～」『経営学研究』27 (3 & 4), pp.35-50.
- 向伊知郎. (2017d). 「世界価値観調査に基づいたソーシャル・キャピタルの測定～国際会計研究の分析モデル構築に向けて～」『経営管理研究所紀要』(愛知学院大学) 24, pp.89-106.
- 向伊知郎. (2020). 「国民性の変化と新たな評価～53カ国のソーシャル・キャピタル・データを用いて～」『経営管理研究所紀要』(愛知学院大学) 27, pp.53-81.
- 向伊知郎. (2021). 「のれんの資産性～当初認識に焦点を当てて～」『経営管理研究所紀要』(愛知学院大学) 28, pp.33-51.
- 日本経済新聞. (2014). 9月6日朝刊, p.15.
- 日本経済新聞. (2022). 5月28日朝刊, p.17.
- Olante, M. E. (2013). Overpaid Acquisitions and Goodwill Impairment Losses -Evidence from the US. *Advances in Accounting*, 29, pp.243-254.
- Oliveira, L., Rodrigues, L. L., and Craig, R. (2010). Intangible Assets and Value Relevance: Evidence from the Portuguese Stock Exchange. *The British Accounting Review*, 42 (4), pp.241-252.
- Putnam, R. D. (1993). *Making Democracy Work*. Princeton University Press. (河田潤一訳. (2001) 『哲学する民主主義』NTT出版.)
- Ramanna, K. (2008). The Implications of Unverifiable Fair-Value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting. *Journal of Accounting and Economics*, 45, pp.253-281.
- Ramanna, K., and Watts, R. L. (2012). Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment. *Review of Accounting Studies*, 17, pp.749-780. DOI: 10.1007/s11142-012-9188-5.
- Sahut, J. M., Boulerne, S., and Teulon, F. (2011). Do IFRS provide better information about intangibles in Europe? *Review of Accounting and Finance*, 10 (3), pp.267-290.
- Su, W. H., and Wells, P. (2015). The Association of Identifiable Intangible Assets Acquired and Recognised in Business Acquisitions with Postacquisition Firm Performance. *Accounting and Finance*, 55, pp.1171-1199.
- Watts, R. L. (2003a). Conservatism in Accounting part I: Explanations and Implications. *Accounting Horizons*, 17 (3), pp.207-221.
- Watts, R. L. (2003b). Conservatism in Accounting part II: Evidence and Research Opportunities. *Accounting Horizons*, 17 (4), pp.287-301.
- Zarzeski, M. T. (1996). Spontaneous Harmonization Effects of Culture and Market Forces on Accounting Disclosure Practices. *Accounting Horizons*, 10 (1), pp.18-37.
- 本研究は、愛知学院大学経営管理研究所の個人研究プロジェクトの研究助成を受けた研究成果の一部である。